

公務員連絡会

春季交渉開始3.3幹事クラス

公務員連絡会幹事クラス交渉委員は3月3日、人事院職員団体審議官、総務省人事・恩給局長と交渉を行い、2月17日提出した春季要求に対する中間的な回答を引き出しました。

この日の回答は、人事院・総務省とも抽象的で不満な内容に止まったため、11日に予定されている各局長との交渉でさらに誠意ある回答を求め、引き続き交渉を積み上げていくことを確認して交渉を終えました。

【交渉概要：基本部分のみ……詳細は「公務労協情報23」を参照のこと】

■人事院との交渉は、13時30分から。根本職員団体審議官、平野参事官が出席。

◇根本審議官

- 今年の民間春闘の状況については、失業率が高水準で推移するなど、引き続き厳しい経済・雇用情勢の下で行われている。そのような状況の中で、連合は、賃金カーブの維持、1%を目安とした配分を要求しているのに対して、日本経団連は「経営労働政策委員会報告」において、「国内事業の維持を図ろうとすれば、賃上げより雇用を重視した交渉が重要」とした上で、「今次労使交渉では、定期昇給の維持を巡る賃金交渉を行う企業が大半を占めると見込まれる」との考えを示している。こうした状況からすれば、今年の民間賃金の状況は引き続き厳しい交渉になると考えられる。
- 公務員給与について、人事院としては例年と同様、情勢適応の原則に基づき、国家公務員の給与と民間企業の給与の実態を精緻に調査した上で、その精確な比較をして較差を解消することを基本に勧告を行うこととしている。
- 給与構造改革において予定していた施策の導入・実施は、平成22年度までにすべて終了したところであり、給与構造改革の諸施策については、引き続き検証していくこととする。新たな見直しを行う際には、公務員連絡会のご意見を伺って参りたい。
- また、50歳台の給与については、昨年の勧告時の報告において述べたとおり、民間水準を上回っている状況にあり、引き続き見直しを検討している。見直しに当たっては、給与構造改革期間が今年度で終了することも踏まえ、経過措置の在り方も含めて検討をしているところである。本年の勧告の具体的な内容については、今後、皆さんと意見交換を行っていききたい。
- 住居手当等、諸手当の見直しについては、民間の状況、官民較差の状況等を踏まえながら検討していききたい。



◆大塚公務員連絡会副事務局長

- 公務員給与は、この間10年以上も落ち込み続けてきており、組合員の生活は厳しい状況にある。今年こそは一時金の引上げを含め、賃金の維持、改善に向け努力してもらいたい。(次頁につづく)

- 給与構造改革が終了したが、新たな制度見直しを行う場合には公務員連絡会との十分な話し合いをお願いしたい。また、比較企業規模については現行の50人以上を維持するという考えに変わりはないか。
- 50歳台の給与について、現給保障は給与構造改革の際の約束であり、最後まで守ってもらいたい。また、昨年の勧告に基づいて、年齢を理由とした一律削減が行われたが、その撤回を要求しておきたい。

◇根本審議官

- 地域給与の見直しはそれなりの成果が上がっていると考えている。今後、新たに制度の仕組みを見直していく場合には、公務員連絡会と話し合いをして進めていきたい。比較対象企業規模については、現行の比較規模が適正であると考えている。
- 50歳台の給与については、本俸、各種手当、経過措置等で構成されているが、どの部分を調整していくかについて改めて検討していきたい。

◆大塚副事務局長

- 公務員労働者を巡っては、勤務条件が引下げられる中で、事務事業、組織の絶えざる見直しが行われており、落ち着いて仕事ができる状況でなくなっている。人事院として、公務員の利益を守る立場で公務員が安心して働き続けられるよう、最大限の努力をお願いしたい。今日の回答は、まだまだ具体性がなく、不満だ。今後、さらに議論を積み重ねて、11日の局長クラスとの交渉では、われわれの要求について具体的な回答をお願いしたい。

■総務省との交渉は、15時00分から。平山人事・恩給局次長が出席。

◇平山次長

○総人件費削減措置等について

国家公務員の人件費削減については、既に大臣からもお話があったように、今通常国会に給与法改正案を提出する方向であり、現在、検討を行っているところである。具体案がまとまった段階で、よく説明し、理解が得られるよう、話し合いの場を設けたいと考えているので、よろしくをお願いしたい。

なお、自律的労使関係制度の法的措置については、現在、改革推進本部事務局において、関係法律の策定作業に向け、改革の全体像を取りまとめているところと承知している。

○非常勤職員等の雇用、労働条件の改善について

非常勤職員の処遇改善について、勤務形態については、関係府省間で議論を進め、平成22年10月1日から適切な任期を定めることが可能となる新たな期間業務職員制度を導入したところである。また、先の臨時国会においては、人事院の意見の申出に基づき、非常勤職員に対しても育児休業等の取得を可能とすることを内容とする法改正が行われ、平成23年4月1日から施行されるところである。

総務省としては、まずはこれらの制度の適切な運用の確保に努めてまいりたい。

○労働時間、休暇及び休業について

近年、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を官民が一体となって効果的に展開することが求められており、国家公務員の勤務時間についても、仕事と生活の調和という観点からその在り方について考えることが重要であり、また、超過勤務の縮減は、職員の健康、士気の向上はもとより、自己研鑽や家族との時間の確保のために重要であると認識している。

このため、従来から全省庁一斉の超過勤務縮減キャンペーン等を行っているほか、近時の取組では、①昨年4月から60時間を超える超過勤務手当の割増や、超勤代休時間制度の新設によりコスト意識を持った超過勤務抑制に努めるとともに、②超過勤務縮減を管理職員の人事評価の対象として明確化したところである。

今後とも、皆様の御意見も伺いながら、引き続き、超過勤務縮減のための取組を進めてまいりたい。

○健康・安全確保、母性保護等について

国家公務員の福利厚生は、能率の増進のために重要であると理解している。このため、「国家公務員福利厚生基本計画」（平成3年3月20日内閣総理大臣決定）を策定しており、現在、皆様のご意見等も踏まえながら、その見直し作業を行っているところである。

基本計画の改正案においては、心の健康づくり対策について、これまでの対策に、「職場復帰の際の受入方針のモデルの作成」や、「管理職員に対する教育を徹底すること」などを加え、その充実を図ることとし、予算要求もしているところである。

いずれにせよ、心の健康づくり対策に当たっては、当局としても十分に配慮してまいりたい。

（次頁につづく）



人事院から上限目安は示されている。縮減は、政府（総務省）の責任であり、本気度と実効ある措置が問われている。

◆大塚副事務局長

- 国家公務員の総人件費削減の問題については、労働基本権制約の下では、人事院勧告尊重が基本である。議論を始めるのであれば、自律的労使関係制度の法的措置、削減の必要性を含めた労使合意が前提であることを重ねて申し上げておきたい。
- 2011年度の給与改定について、公務員給与がこの間10年以上にわたって下げられてきたことから、組合員の生活は極めて厳しい状況にあることを使用者としてしっかり受け止めてもらいたい。
- 本年度で終了した府省間配置転換について、新たな職場で定着できるよう引き続きフォローアップをお願いしたい。今後は、昨年12月の閣議決定に基づく独立行政法人等の事務・事業の見直しを踏まえた法人組織や独立行政法人制度の見直しや、「アクション・プラン」に基づいた出先機関の原則廃止に向けた検討が進められるが、職員の雇用には影響させないことが基本。雇用問題が生じる場合には、国が雇用の承継に責任を持ってもらうことを要求しているので、総務省の決意を伺いたい。
- 非常勤職員の処遇改善や雇用の安定に向けては、昨年10月、期間業務職員制度の導入、本年4月からの育児休業等適用など、一定の改善が図られた。しかし、依然として低い賃金水準の問題や雇用不安という課題は解決されておらず、「均等待遇の原則」を打ち立て、非常勤職員を法律に明確に位置付けていただきたい。
- 超過勤務については、これまでのいろいろな取り組みの成果が上がっていない実態がある。取り組みの効果を検証し、ワーク・ライフ・バランスを確保する観点から、一歩踏み込んでもらいたい。総務省として事前の超勤命令を徹底するよう各府省を強力に指導すべきだ。

◇平山次長

- 総人件費削減の一つとして、「アクション・プラン」に基づいた出先機関の見直しも行われるが、職員の「雇用」については政府は最大限の努力をしていく。所轄関係省庁にも伝える。
- 非常勤職員の処遇改善や雇用安定については、昨年、期間従業員制度が導入され、制度の適切な運用がなされ、定着するよう見守りたい。法律上の明確化については、中長期的課題と考えている。
- 超過勤務の問題は、重要な課題であり、皆さんと意見交換しながら取り組んでまいりたい。なお、現在、地方自治体や民間企業等の取り組みを調査のうえ、人事院と論点整理しているところであるが、まだまとめの段階にはない。

◆大塚副事務局長

- 公務員労働者を巡っては、勤務条件が引下げられる中で、事務事業、組織の絶えざる見直しが行われており、職場では落ち着いて仕事ができる状況でなくなっている。公務員の人事管理や能率的な業務運営に責任を持つ立場で公務員が安心して働き続けられるよう、最大限の努力をお願いしたい。今日の回答は、まだまだ具体性がなく、不満だ。今後、さらに議論を積み重ねて、11日の局長クラスとの交渉では、われわれの要求について具体的な回答をお願いしたい。

【連合・公務員連絡会・国交職組の春季生活闘争スケジュール】

2月21日 国交職組要求提出（国交大臣宛）

3月 3日 幹事クラス交渉

3月 5日 連合2011春季生活闘争・政策制度要求実現3.5中央総決起集会 ※地方連合でも集会が開催されます。

3月11日 公務員連絡会中央行動（決起集会、書記長クラス交渉）各地本からも組合員が参加します

☆公務員連絡会第2次全国統一行動
……国交職組ニュース発行

3月23日 回答指定日（委員長クラスによる総務大臣、人事院総裁交渉）

3月24日 ☆第3次全国統一行動……国交職組ニュース発行

3月22日の週？ 国交職組 官房長交渉……職場課題を中心に



↑ 連合3.5集会（東京・明治公園）には、14,800人が結集した。情勢と決意を確認し、都内をデモ行進。本部から加藤、酒井が参加し、氣勢をあげた。

日本の国土を理解し説明する

国土への働きかけなくして「安全・安心」や「豊かさ」は享受できない

◆スーパー堤防はスーパー無駄遣いか？

昨年の事業仕分けで「スーパー堤防はスーパー無駄遣い」とバツサリ切られました。

本当にそうでしょうか。わたしは、直轄の職場で砂防や河川の「調査計画」を担当してきた者として、「なぜ、腹に落ちないのか」自問自答を続けました。

先輩に「国土学事始め」（大石久和著）を紹介され、それを読み進めるうちにその理由が少しずつハッキリしてきました。

◆国土への働きかけを肯定的に検証する

大石氏は、「国土への働きかけというものは、悠久の時間の中で、世界の空間の中で考えていかなければならないと思う。」と述べています。

わたしたちの先祖は、決して豊かではない時代においても、厳しい条件下にある日本の国土に対する働きかけを続けてきました。それは、その時代を生きる者の後世に対するある種の「使命感」に支えられていました。

また、社会資本整備の水準は、競争の相手となる先進諸国のそれと比較して初めて「競争力」の検証ができるということを忘れてはならないと大石氏は強調します。

そして、国土を一体的に活用できる条件を整備することは、国民生活の「安全・安心」「快適さ」とともに、生産活動の「活力」に欠かせない「働きかけ」とであると説きます。

◆国土の均衡ある発展は「普遍的」哲学

B/C……短期的なコストパフォーマンスに

偏重すれば、国土の均衡ある発展は実現できません。既に人口・資産が集中している大都市部を保全対象とする事業、それを結びつける事業だけが経済性の高い事業として採択され、過疎地の社会資本整備は後回しにされるか中止され、過疎・過密問題にますます拍車がかかります。

短期的な収益を厳しく求める経営者や株主、あるいは、新自由主義・市場万能主義者に、社会資本整備のための公共事業を仕分けさせること自体、国土の均衡ある発展にとっては「危険な作業」といわざるを得ません。

もちろん、効率性や効果を全否定するつもりはありませんが、日本の国土が「災害列島」の異名を持つ極めて厳しい「国土条件」の下に置かれていることを無視した議論や検討に対しては、社会資本整備に携わる者として、しっかりと発信していく責任があると思います。

◆社会資本整備に携わる者の責任

社会資本整備に携わる者は、過去から現在に至る国土への働きかけという歴史的経過を縦軸に、世界の空間の中での整備水準（質・量）の比較を横軸に、「何をどう説明すべきか」を真剣に議論、整理し、発信することが求められています。

国交職組も積極的に議論・検討し、是々非々の立場で発信を続けていきます。あなたの知恵と力を国交職組に結集して活かしてください。誇りと責任を持って働ける職場のために。

国土交通省職員組合
中央執行委員長 加藤 順一

国土学事始め「日本の国土を理解する」から、日本の国土の8つの特徴

1. 形状……細長く海岸線が入り組んでいる
2. 四島……国土の主要部分が「四つの島」に分かれている
3. 脊梁山脈の縦貫……2,000~3,000メートル級の脊梁山脈が細長い国土を分断している
4. 小さな平野……平野がきわめて小さく、かつ、分散している
5. 軟弱な地盤……平野がきわめて「軟弱な地盤」である
6. 地震……大きな地震が度々発生している
7. 降雨の特性……「豪雨」が存在する
8. 「豪雪」の存在……豪雪地域に大都市が存在する

<全体認識>例えば、東京とパリを比較する場合、軟弱地盤と地震を重ね合わせて理解する必要有り。

編集後記

■前号で「苦情相談」に組合役員の陪席可能」としたのは誤り。「苦情処理にあたって、本人以外からの申出書の提出や事情聴取の際に本人が希望する者の同席が認められています。」が正解。申し訳ない。某地本の指摘は、見ているし判ってるってこと。ありがとう。

■3月6日、前原外相が辞任した。外国人から政治資金の提供を受け、政治資金規正法違反を国会で追及されていたもの。規正法では「公民権停止」まである厳しい規定。前原氏は、福田元首相（自民党）の事例を挙げて「整合性がない」と反論していたがただけな。偉い人なんだから、「それを言っちゃおしまいよ」って感じ。 (K)